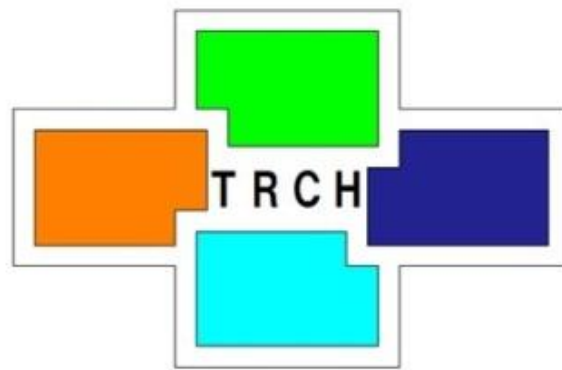


高松矯正管区は、

安全・安心な社会のため 地域と共に
刑務所・少年院・少年鑑別所と



「再犯防止」

に向けて取り組んでいます。

7月は「再犯防止啓発月間」です
※再犯防止推進法 第6条



受刑者の特徴

(令和2年矯正統計年報)



65歳以上が**12.9%**



精神障害のある人が**15.3%**



高卒未満が**59.2%**



犯罪時に**無職**が**69.2%**

(※学生・生徒、家事従事者を含む。)



犯罪時に**住居不定**が**17.8%**

犯罪や非行をした人の中には、様々な「生きづらさ」を抱え、支援なしでは立ち直ることが難しい人もいます。

【刑務所等での指導・支援】

- 刑務作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの防止指導
- 就労支援
- 福祉等へつなぐための支援



【地域の支援】



住居の確保



就労の確保



保健医療・福祉サービスの提供



修学の支援

再犯を防ぐためには、本人の努力はもとより、国が行う支援に加え、国と地方公共団体・民間団体等が連携して、刑務所などから出所した人たちの就労や住居を確保することや、保健医療・福祉サービスへつなぐなどの支援が必要です。そして、地域の皆様の理解があってこそ、安全安心な社会の実現が期待されます。

再犯防止・立ち直りに向けた
国・地域連携による
「息の長い支援」の実現

法務省 高松矯正管区
更生支援企画課

〒760-0033
高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎
TEL:087-822-4455(代表)
FAX:087-826-1285

高松矯正管区は、
四国4県に所在する矯正施設
(刑務所、少年院、少年鑑別所)の適切な運営管理を担う
法務省の機関です。



管区HP